

# 漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 7 年 11 月  
水産庁漁業保険管理官

## I. 趣旨

- (1) 漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）に基づく漁船損害等補償制度は、漁業の最も重要な生産手段であると同時に、漁業者の貴重な財産である漁船について、不慮の事故により生じた損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用負担及び責任の発生により生じた損害等を補填することにより、漁業経営の安定に重要な役割を果たしてきたところである。
- (2) 一方、漁船保険事業を取り巻く情勢は、漁業就業者の減少、保険加入漁船数の減少、高船齢化に伴う保険引受け価額の低下等により、厳しくなっている。
- (3) 本省令は、このような状況を踏まえ、漁船等損害補償制度が将来にわたって漁業者のセーフティネットとしてその役割を果たすことができるよう、また、準備金等の適切な使用を確保するために定めるものである。

## II. 改正の概要

- (1) 漁船保険組合（以下「組合」という。）の資金の運用により生ずる収益は、準備金又は特別準備金に繰り入れることができるほか、農林水産大臣の承認を得て、次に掲げる費用に充てることができることとする。
  - ① 組合の事務費
  - ② 組合の行う漁船保険事業等の健全な発達を図るために必要な事業その他漁業経営の安定に資する事業に要する費用
- (2) 特別準備金を取り崩すことができる場合として、以下の場合を追加等することとする。
  - ① 漁船保険事業等の実施に必要なシステムの整備その他の組合の事務費に充てる場合
  - ② 組合の行う漁船保険事業等の健全な発達を図るために必要な事業その他漁業経営の安定に資する事業に要する費用の支払に充てる場合
- (3) 不足金の補填に充てる場合を除き、特別準備金を取り崩そうとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならないこととする。

## III. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日